

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）

計 1 8 枚（本紙を除く）

Vol.241

平成23年10月7日

厚 生 労 働 省 老 健 局

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内 線 3971）
FAX：03-3595-3670

老発 1 0 0 7 第 6 号
平成 2 3 年 1 0 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省老健局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令に
ついて（老人福祉法及び介護保険法関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 3 年厚生労働
省令第 1 2 7 号）」については、本日公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されるところ
であるが、その趣旨及び主な内容のうち、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）及
び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に係るものについては下記のとおりであるので、
十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、
その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において、老人福祉法及び介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされた。

また、都道府県又は市町村が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）
 - ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
 - ③ 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）
- とされているところである。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

一 老人福祉法関係

- (1) 養護老人ホーム設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第2条及び第3条関係）。

① 「従うべき基準」

- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 「標準」

- ・ 養護老人ホームの入所定員

③ 「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

- (2) 「参酌すべき基準」とされている特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める（第2条及び第3条関係）。

二 介護保険法関係

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第5条関係）。

①「従うべき基準」

○ 基準該当居宅サービス

- ・ 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 基準該当居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○ 指定居宅サービス

- ・ 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第6条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数
- ・ 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
- ・ 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

(3) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第7条関係）。なお、療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準については、厚生労働省令で定めるところによるものとする。

①「従うべき基準」

- ・ 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数
- ・ 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ 療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準並びに①に掲げる基準以外の基準

(4) 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第8条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第9条関係）。

①「従うべき基準」

○ 基準該当介護予防サービス

- ・ 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○ 指定介護予防サービス

- ・ 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

- ・ 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(6) 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第10条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業（①に掲げるものを除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(7) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（附則第9条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定介護療養施設サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積
- ・ 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密

接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

- (8) 「参酌すべき基準」とされている指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める（第6条及び第8条関係）。

三 経過措置（附則第2条、附則第3条及び附則第4条関係）

特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員に関する基準の改正に伴い、以下の経過措置を設けることとする。

- ① この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間においては、改正後の特別養護老人ホーム等の居室定員に関する基準について、「1人」とあるのは、「4人以下」とする。
- ② 条例の制定施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、当該条例の制定施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）等について、改正後の居室定員に関する基準を適用する場合においては、「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

第3 留意事項

- (1) 各施設基準等における「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。
- (2) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。

- ・ 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

- ・ 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・ 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

- (3) 条例により基準を定めるに当たっては、附則第2条第2項、附則第3条第2項及び附則第4条第2項に規定する経過措置の趣旨を踏まえ、既存の施設に対する取扱いにつき十分留意されたい。
- (4) なお、今後とも随時基準の改正が行われる可能性があり、条例により基準を定めるに当たっては十分留意されたい。

第4 施行期日

平成24年4月1日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における基準の整理について

(老人福祉法関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参酌すべき基準」)。

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第5条 第42条において準用する第5条 第59条において準用する第5条 第63条において準用する第5条 第6条 第42条において準用する第6条 第59条において準用する第6条 第63条において準用する第6条 第12条 第16条第7項 第37条第8項 第40条第2項及び第3項 第63条において準用する第40条第2項及び第3項 第56条(第13項を除く) 第57条第7項 第62条第8項
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第5条 第6条 第12条
②居室面積基準「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第11条第3項第1号・第4項第1号ハ 第35条第4項第1号イ(4)(床面積の規定に限る。) 第55条第3項第1号・第4項第1号ハ 第61条第4項第1号イ(4)(床面積の規定に限る。) 附則第3条第1項(第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。)
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第11条第3項第1号・第4項第1号ロ 附則第2項(第11条第4項第1号ロに係る部分に限る。)
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第15条第4項及び第5項 第16条第8項 第22条 第42条において準用する第22条 第28条 第42条において準用する第28条 第59条において準用する第28条 第63条において準用する第28条 第31条 第42条において準用する第31条 第59条において準用する第31条 第63条において準用する第31条 第36条第6項及び第7項 第63条において準用する第36条第6項及び第7項 第37条第9項 第57条第8項 第62条第9項
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第16条第4項及び第5項 第26条 第29条
④利用定員「標準」			
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第10条

※特別養護老人ホームの居室定員は現行の4人以下から1人に改正。
(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第4項第1号イ・第55条第4項第1号イ)

(介護保険法関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参酌すべき基準」)。

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条 第13条第7項 第21条 第49条において準用する第21条 第43条第8項 第47条第2項及び第3項
	介護保険法 97条	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第2条(医師及び看護師の員数に係る部分を除く。) 第23条 第50条において準用する第23条 第48条第2項及び第3項
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条 第22条 第50条において準用する第22条 第48条第2項及び第3項 附則第4条 附則第5条 附則第6条 附則第18条 附則第19条
	介護保険法 42条、74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第5条 第6条 ★第40条 ★第41条 第45条 第46条 第50条第4号 ★第55条 ★第56条 ★第58条において準用する第50条第4号 第60条 第61条 第76条 第85条 第93条 第94条 第105条の4 第105条の5 ★第106条 ★第107条 第111条 第121条 第122条 第130条第6項 第140条の8第7項 第140条の11の2第2項及び第3項 ★第140条の27 ★第140条の28

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 42条、74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	★第140条の32において準用する第130条第6項 第142条 第155条の10の2第2項及び第3項 第175条 第176条 第182条の4 第182条の5 第194条 第195条 ★第205条の2 ★第208条において準用する第195条 第208条 第209条
	介護保険法 54条、115条の4	指定介護予防サービス等の事 業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第5条 第6条 ★第41条 ★第42条 第47条 第48条 第57条第4号 ★第58条 ★第59条 ★第61条において準用する第57条第4号 第63条 第64条 第79条 第80条 第97条 第98条 ★第112条 ★第113条 第117条 第129条 第130条 第145条第6項 第157条第2項及び第3項 第161条第7項 ★第180条 ★第181条 ★第185条において準用する第145条第6項 第187条 第208条第2項及び第3項 第231条 第232条 第255条 第256条 第266条 第267条 ★第279条 ★第280条において準用する第267条 第282条 第283条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条 第7条 第42条第1項、第3項、第4項及び第5項 第43条 第45条 第47条 第63条 第64条 第65条 第90条 第91条 第92条 第110条 第111条 第131条(第14項を除く。) 第139条第7項 第146条 第163条第8項 第167条第2項及び第3項 附則第2条 附則第3条 附則第5条 附則第6条
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第1項、第3項、第4項、第5項 第6条 第8条 第10条 第44条 第45条 第46条 第70条 第71条 第72条 附則第2条 附則第3条 附則第5条 附則第6条
②居室面積基準「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第1項第1号ロ 第40条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 附則第4条第1項(第3条第1項第1号ロに係る部分に限る。)
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第2項第2号 第4条第2項第2号 第5条第2項第2号 第39条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 第40条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 第41条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
	介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第105条の7第1項(専用の居室に限る。)及び第2項 第112条第1項 第124条第3項第1号・第6項第1号ロ 第140条の4第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) ★第140条の30第1項第1号、第2項第1号ロ 第143条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 第155条の4第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 附則第3条(第124条第6項第1号ロに係る部分に限る。) 附則第8条 附則第12条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第118条第1項 第132条第3項第1号・第6項第1号ロ 第153条第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) ★第183条第1項第1号・第2項第1号ロ 第188条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 第205条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 附則第2条(第132条第6項第1号ロに係る部分に限る。) ★附則第4条(第183条第2項第1号ロに係る部分に限る。) 附則第8条 附則第12条
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第67条第1項(宿泊室に限る。) 第93条第2項(居室に限る。) 第132条第1項第1号ロ 第160条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 附則第12条第1項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第48条第1項(宿泊室に限る。) 第73条第2項(居室に限る。)
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項 第49条において準用する第4条第1項 第4条の2 第49条において準用する第4条の2 第11条第4項及び第5項 第13条第8項 第19条 第49条において準用する第19条 第30条 第49条において準用する第30条 第35条 第49条において準用する第35条 第42条第6項及び第7項 第43条第9項
	介護保険法 97条	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第5条第1項 第50条において準用する第5条第1項 第5条の2 第50条において準用する第5条の2 第13条第4項、第5項 第15条 第50条において準用する第15条 第18条第7項 第32条 第50条において準用する第32条 第36条 第50条において準用する第36条 第43条第6項、第7項 第44条第8項
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第1項 第50条において準用する第6条第1項 第6条の2 第50条において準用する第6条の2 第14条第4項、第5項 第16条 第50条において準用する第16条 第18条第7項 第30条 第50条において準用する第30条 第34条 第50条において準用する第34条 第43条第6項、第7項 第44条第8項

●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	第8条第1項
		★第43条において準用する第8条第1項
		第54条において準用する第8条第1項
		★第58条において準用する第8条第1項
		第74条において準用する第8条第1項
		第83条において準用する第8条第1項
		第91条において準用する第8条第1項
		第105条において準用する第8条第1項
		★第109条において準用する第8条第1項
		第119条において準用する第8条第1項
		第205条において準用する第8条第1項
		★第208条において準用する第8条第1項
		第216条において準用する第8条第1項
		第9条
		★第43条において準用する第9条
		第54条において準用する第9条
		★第58条において準用する第9条
		第74条において準用する第9条
		第83条において準用する第9条
		第91条において準用する第9条
		第105条において準用する第9条
		第105条の19において準用する第9条
		★第109条において準用する第9条
		第119条において準用する第9条
		第140条において準用する第9条
		第140条の13において準用する第140条において準用する第9条
		★第140条の32において準用する第9条
		第155条において準用する第9条
		第155条の12において準用する第155条において準用する第9条
		第205条において準用する第9条
		★第208条において準用する第9条
		第216条において準用する第9条
		第25条
		第33条
		★第43条において準用する第33条
		第54条において準用する第33条
		★第58条において準用する第33条
		第74条において準用する第33条
		第83条において準用する第33条
		第91条において準用する第33条
		第105条において準用する第33条
		第105条の19において準用する第33条
		★第109条において準用する第33条
		第119条において準用する第33条
		第140条において準用する第33条
		第140条の13において準用する第140条において準用する第33条
		★第140条の32において準用する第33条
		第155条において準用する第33条
		第155条の12において準用する第155条において準用する第33条
		第192条において準用する第33条
		第192条の12において準用する第33条
		第205条において準用する第33条
		★第208条において準用する第33条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
			第216条において準用する第33条
			第37条
			★第43条において準用する第37条
			第54条において準用する第37条
			★第58条において準用する第37条
			第74条において準用する第37条
			第83条において準用する第37条
			第91条において準用する第37条
			第105条において準用する第37条
			第105条の19において準用する第37条
			★第109条において準用する第37条
			第119条において準用する第37条
			第140条において準用する第37条
			第140条の13において準用する第140条において準用する第37条
			★第140条の32において準用する第37条
			第155条において準用する第37条
			第155条の12において準用する第155条において準用する第37条
			第192条において準用する第37条
			第192条の12において準用する第37条
			第205条において準用する第37条
			★第206条において準用する第37条
			第216条において準用する第37条
			★第42条の2
			第69条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)
			第71条
			第105条の8第1項
			第125条第1項
			第140条の13において準用する第125条第1項
			★第140条の32において準用する第125条第1項
			第155条において準用する第125条第1項
			第155条の12において準用する第155条において準用する第125条第1項
			第128条第4項及び第5項
			★第140条の32において準用する第128条第4項及び第5項
			第130条第7項
			★第140条の32において準用する第130条第7項
			第140条の7第6項及び第7項
			第140条の8第8項
			第146条第4項及び第5項
			第148条
			第155条の12において準用する第148条
			第150条第6項
			第155条の6第6項及び第7項
			第155条の7第7項
			第178条第1項～第3項
			第179条第1項及び第2項
			第192条の12において準用する第179条第1項及び第2項
			第183条第4項及び第5項
			第192条の12において準用する第183条第4項及び第5項
			第192条の7第1項～第3項
	介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 115条の4		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第8条第1項
			★第45条において準用する第8条第1項
			第55条において準用する第8条第1項
			★第61条において準用する第8条第1項
			第74条において準用する第8条第1項
			第84条において準用する第8条第1項
			第93条において準用する第8条第1項
			第107条において準用する第8条第1項
			★第115条において準用する第8条第1項
			第123条において準用する第8条第1項
			第276条において準用する第8条第1項
			★第280条において準用する第8条第1項
			第289条において準用する第8条第1項
			第9条
			★第45条において準用する第9条
			第55条において準用する第9条
			★第61条において準用する第9条
			第74条において準用する第9条
			第84条において準用する第9条
			第93条において準用する第9条
			第107条において準用する第9条
			★第115条において準用する第9条
			第123条において準用する第9条
			第142条において準用する第9条
			第159条において準用する第142条において準用する第9条
			★第185条において準用する第9条
			第195条において準用する第9条
			第210条において準用する第195条において準用する第9条
			第276条において準用する第9条
			★第280条において準用する第9条
			第289条において準用する第9条
			第22条
			第31条
			★第45条において準用する第31条
			第55条において準用する第31条
			★第61条において準用する第31条
			第74条において準用する第31条
			第84条において準用する第31条
			第93条において準用する第31条
			第107条において準用する第31条
			★第115条において準用する第31条
			第123条において準用する第31条
			第142条において準用する第31条
			第159条において準用する第142条において準用する第31条
			★第185条において準用する第31条
			第195条において準用する第31条
			第210条において準用する第195条において準用する第31条
			第245条において準用する第31条
			第262条において準用する第31条
			第276条において準用する第31条
			★第280条において準用する第31条
			第289条において準用する第31条
			第35条

●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	★第45条において準用する第35条
		第55条において準用する第35条
		★第61条において準用する第35条
		第74条において準用する第35条
		第84条において準用する第35条
		第93条において準用する第35条
		第107条において準用する第35条
		★第115条において準用する第35条
		第123条において準用する第35条
		第142条において準用する第35条
		第159条において準用する第142条において準用する第35条
		★第185条において準用する第35条
		第195条において準用する第35条
		第210条において準用する第195条において準用する第35条
		第245条において準用する第35条
		第262条において準用する第35条
		第276条において準用する第35条
		★第280条において準用する第35条
		第289条において準用する第35条
		★第44条
		第70条
		第77条第1項～第3項
		第133条第1項
		第159条において準用する第133条第1項
		★第185条において準用する第133条第1項
		第195条において準用する第133条第1項
		第210条において準用する第195条において準用する第133条第1項
		第136条
		第159条において準用する第136条
		★第185条において準用する第136条
		第145条第7項
		★第185条において準用する第145条第7項
		第161条第8項
		第191条
		第210条において準用する第191条
		第198条
		第200条第6項
		第212条第7項
		第234条第1項～第3項
		第235条第1項及び第2項
		第262条において準用する第235条第1項及び第2項
		第239条
		第262条において準用する第239条
		第258条第1項～第3項

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第9条第1項
			第61条において準用する第9条第1項
			第88条において準用する第9条第1項
			第108条で準用する第9条第1項
			第157条において準用する第9条第1項
			第169条において準用する第9条第1項
			第10条
			第61条において準用する第10条
			第88条において準用する第10条
			第108条において準用する第10条
			第157条において準用する第10条
			第169条において準用する第10条
			第26条
			第34条
			第61条において準用する第34条
			第88条において準用する第34条
			第108条において準用する第34条
			第129条において準用する第34条
			第38条
			第61条において準用する第38条
			第88条において準用する第38条
			第108条において準用する第38条
			第129条において準用する第38条
			第73条第5号及び第6号
			第78条第2項
			第97条第5項及び第6項
			第99条第2項
			第113条第1項～第3項
			第114条第1項及び第2項
			第118条第4項及び第5項
			第137条第4項及び第5項
			第139条第8項
			第145条
			第169条において準用する第145条
			第153条
			第169条において準用する第153条
			第155条
			第169条において準用する第155条
			第162条第6項及び第7項
			第163条第9項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第11条第1項
			第64条において準用する第11条第1項
			第85条において準用する第11条第1項
			第12条
			第64条において準用する第12条
			第85条において準用する第12条
			第33条
			第64条において準用する第33条
			第85条において準用する第33条
			第37条
			第64条において準用する第37条
			第85条において準用する第37条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第53条 第67条第2項 第77条 第88条第2項
④利用定員「従うべき基準」			
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第42条第2項 第46条第1項 第66条
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第2項 第9条第1項 第47条
⑤利用定員「標準」			
	介護保険法74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第105条の6 第123条 第140条の5において準用する第123条 ★第140条の29
	介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第131条 第154条において準用する第131条 ★第182条
	介護保険法78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第93条第1項及び第2項 附則第7条
	介護保険法115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第73条第1項及び第2項(入居定員に係る部分に限る。) 附則第7条
※指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員は現行の4人から1人に改正。 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号イ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第132条第1項第1号イ)			

○厚生労働省令第百二十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に改める。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第七十五条、第七十五条の二第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準及び第八章から第九章の四までの規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。

）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第二条中「最低基準は、」を「法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する」に改め、「（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）」を削る。

第三条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第一章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

（大都市等の特例）

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指

定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

- 3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第

一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

第三十五条中「、これを定める」を「定める指針に従う」に改める。

第四十三条第九号及び第十号並びに第八十一条第一項第四号中「厚生労働大臣又は」を削る。

第九十条第一項中「第二十八条第三号、第四十三条第三号及び第八十二条第三号」を「第二十八条第五号、第三十八条第二項第四号、第四十三条第八号及び第八十二条第七号」に改め、同条第二項中「第四十

三条第二号及び第八十二条第二号」を「第二十一条第四項、第二十七条第三項、第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第七條第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）

）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条及び第十二条の規定による基準

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号ロ並びに附則第二項（第十一条第四項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十六条第四項及び第五項、第二十六条並びに第二十九条の規定による基準

四 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十条の規定による基準

五 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準

以外のもの

第十一条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。

）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第六条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第十二条、第十六条第七項、第三十七条第八項、第四十条第二項及び第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十六条(第十三項を除く。)、第五十七条第七項並びに第六十二条第八項の規定による基準

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第三十五条第四項第一号イ(4)(床面積に係る部分に限る。)、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第六十一条第四項第一号イ(4)(床面積に係る部分に限る。)並びに附則第三条第一項(第十一条第四項第一号ハ及び第十五条第四項第一号ハに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定める

に当たって従うべき基準 第十五条第四項及び第五項、第十六条第八項、第二十二條（第四十二條において準用する場合を含む。）、第二十八條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項及び第七項（第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十七條第九項、第五十七條第八項並びに第六十二條第九項の規定による基準

四 法第十七條第一項の規定により、同條第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第十一条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改め、同條第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

附則第六條中「老人福祉法」を「法」に改める。

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

第四条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

(法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件)

第三条の二 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。

二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。

三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件)

第三条の四 法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件は、職業を転換しようとする労働者等に

対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、第百三十条第六項（第百四

十条の三十二において準用する場合に限る。）、第四百十条の二十七、第四百十条の二十八、第四百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四百十条の三十第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による

基準

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九十九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第二百二十五条第一項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）、第二百八条第四項及び第五項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第三百十条

第七項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四百四十条の二十九の規定による基準

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百五條の四、第一百五條の五、第一百一十條、第二百一十條、第二百二十二條、第三百三十條第六項、第四百四十條の八第七項、第四百四十條の十一の二第二項及び第三項、第四百四十二條、第五百五十五條の十の二第二項及び第三項、第七百七十五條、第七百七十六條、第九百九十二條の四、第九百九十二條の五、第九百九十四條、第九百九十五條、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二百五条の七第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第百十二條第一項、第二百二十四條第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百四十條の四第六項第一号イ(3)

（床面積に係る部分に限る。））、第百四十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。））、第二号（病室に係る部分に限る。））、第三号（病室に係る部分に限る。））及び第四号イ（病室に係る部分に限る。））、第百五十五条の四第一項第一号（療養室に係る部分に限る。））及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。））、附則第三条（第百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。））、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の十九、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第二十条、第三十三条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の十九、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第

百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第六十九条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第七十一条、第百五条の八第一項、第百二十五条第一項（第百四十条の十三及び第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百二十八条第四項及び第五項、第百三十条第七項、第百四十条の七第六項及び第七項、第百四十条の八第八項、第百四十六条第四項及び第五項、第百四十八条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項及び第七項、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百八十三条第四項（第百九十二条の十二において

て準用する場合を含む。）及び第五項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに第百九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百五条の六及び第百二十三条（第百四十条の五において準用する場合を含む。）の規定による基準

九 法第四十二条第一項第二号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一項第一号ロ、第四十条第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）及び附則第四条第一項（第三条第一項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定め

るに当たって従うべき基準 第四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四条の二（第四十九条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項及び第七項並びに第四十三条第九項の規定による基準

四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第二条中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三条第一項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

第三十八条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改め、第一章の章名を次のように改める。

第一章 趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 介護老人保健施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七條第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。

一 療養室、診察室及び機能訓練室の基準 第三条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）
。、第四十一条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）
、附則第四条、附則第八条から附則第十一条まで、附則第十三条、附則第十四条、附則第十五条第一項及び附則第十六条（機能訓練室に係る部分に限る。）の規定による基準

二 医師及び看護師の員数の基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分に限る。）の規定による基準

2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第五条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び第五項、第十五条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各号及び前二号に定める規定による基準以外のもの

第二条中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三十九条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条、第四十二条第一項及び第三項から第五項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百条、第一百一十一条、第一百三十一条（第十四項を除く。）、第一百三十九条第七項、第四百六十六条、第六百六十三条第八項、第六百六十七条第二項及び第三項、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準

二 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六十七条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ、第九十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十二条第一項第一号ロ、第六百六十条第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項の規定による基準

三 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十二条第二項、第四十六条第一項及び第六十六条の規定による基準

準

四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第六十一条、第八十八条、第一百八条、第一百五十七条及び第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第十条（第六十一条、第八十八条、第一百八条、第一百五十七条及び第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十四条（第六十一条、第八十八条、第一百八条及び第二百二十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条（第六十一条、第八十八条、第一百八条及び第二百二十九条において準用する場合を含む。）、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百零三条第一項から第三項まで、第一百零四条第一項及び第二項、第一百零八条第四項及び第五項、第一百三十七條第四項及び第五項、第一百三十九条第八項、第一百四十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六項及び第七項並びに第一百六十三条第九項の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定

めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項並びに附則第七条の規定による基準
六 法第七十八条の四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三百三十二条第一項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第九条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」と

いう。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項(第一百八十五条において準用する場合に限る。)、第一百八十条、第一百八十一条、第二百六十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。)及び第二百七十九条の規定による基準

二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百八十三条第一項第一号及び第二項第一号口並びに附則第四条(第一百八十三条第二項第一号口に係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十五条、第六十一条、第一百十五条及び第二百

八十条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十五条、第六十一条、第一百十五条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第三十一条（第四十五条、第六十一条、第一百十五条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第三十五条（第四十五条、第六十一条、第一百十五条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第四十四条、第三百三十三条第一項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第三百三十六条（第一百八十五条において準用する場合に限る。）及び第四百四十五条第七項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第一百八十二条の規定による基準

五 法第一百十五条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第九十七条、第九十八条、第一百十七条、第一百二十九条、第三百三十条、第四百四十五条第六項、第五百五十七条第二項及び第三項、第六十一条第七項、第

百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百五十三条第六項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第百八十八条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第二百五条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第二条（第百三十二条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、

第九条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二十二條、第三十一条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第二百三十三条第一項（第一百五十九条及び第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十六條（第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第百四十五条第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条（第二百十条において準用する場合を含む

。）、第九十八條、第二百條第六項、第二百十二條第七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十五條第一項及び第二項（第二百六十二條において準用する場合を含む。）、第二百三十九條（第二百六十二條において準用する場合を含む。）並びに第二百五十八條第一項から第三項までの規定による基準

八 法第百十五條の四第二項の規定により、同條第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第三百三十一條（第百五十四條において準用する場合を含む。）の規定による基準

九 法第五十四條第一項第二号又は第百十五條の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四條第二項各号及び第百十五條の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第百十五条の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項及び第三項から第五項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準

二 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を

定めるに当たって従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準

三 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項、第九条第一項及び第四十七条の規定による基準

四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第十二条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第条において準用する場合を含む。）、二項の規定による基準

五 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第七十三条第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定による基準

六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例

を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）
、第四十五条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第一百六十条第三項（第二百六条において準用する場合に限る。）、第一百六十三条第三号、第一百七十二条第三号、第二百三条第二項、第二百二十条及び第二百二十一条の規定による基準

二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二百二十五条の二第一項第三号の規定による基準

三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る）

。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第一百六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準

四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第二百二十五条の二第一項第二号及び第二百二十二条の規定による基準

五 法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条、第一百六条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第一百八十七条及び第一百九十九条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第一百八

七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七条、第百三十八条、第百三十九条（第二百九条において準用する場合を含む。）、第百五十六条、第百六十条第三項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十六条（第百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百十五条及び第二百十七条の規定による基準

六 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七条第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百四十条第五項（居室に係る部分に限る。）（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第七項第二号（第二百十条において準用する場合を含む。）、第百六十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）の規定による基準

七 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百

二十五条、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第三十條（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第四十條（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第六十二條第五項、第七十三條（第九十三條、第二百二十五條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、第八十三條第六項、第八十五條（第八百八十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十二條第二項、第四百

十七条第三項、第百六十条第四項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条及び第二百一条第二項の規定による基準

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百十四条、第二百十八条並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準以外のもの

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八

年厚生労働省令第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)
第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準

二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項(居室に係る部分に限る。)及び第二項第二号ハの規定による基準

三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定め

るに当たって従うべき基準 第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準

四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十二条（第三項を除く。）第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定める

に当たって従うべき基準 第十一条第一項（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロの規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十一条第五項、第二十八条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第七十七条、第八十一条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項、第四十四条（第七十条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六

十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第七十三条、第七十六条第二項

（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第八十九条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五十八条第七項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

（障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十四条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条及び第九条の二第二項の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条、第十五条及び第十七条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項以外の事項につ

いて都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

（障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十五条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及

び第三条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第一号ロ並びに附則第二条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十四条及び第十六条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市

（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては「を」「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十六条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条

及び第四条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号ロ及び第六号ロを除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十二条第三項の規定による基準

二 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準

三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準

四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号ロ及び第六号ロ並びに第十二条の二第二項の規定による基準

五 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内において、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第三条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運

営に関する基準（以下「新特養基準」という。）第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イの規定の適用については、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、当該条例の制定施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、新特養基準第十条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イの規定を適用する場合には、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新介護老人福祉施設基準」という。）第三条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第七十八条の四第一項又は第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第百三十二条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ

中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第五条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号、第六条の八第一項、第二十五条の二十八第二項第六号、第三十六条の三十五第一号から第三号までの規定並びに第三十六条の三十八第一項第六号及び第二項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改める。

（医療法施行規則の一部改正）

第六条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第七条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二十九号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第八条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改め、第一章の章名

を次のように改める。

第一章 趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第一百条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第二十二條（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八條第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八條並びに附則第十九條の規定による基準

二 法第一百条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定める

に当たって従うべき基準 第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第四十条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに第四十一条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第一百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十四条第四項及び第五項、第十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

四 法第一百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第七条第二項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第三十七条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第十条 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四十三号、第七百十三条第十六号及び第七百四十二条第十九号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適

用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び第二条中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第十号イ及びロ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二百二十七号） 新旧対照条文

目次

○ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第一条関係）	1
○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（第二条関係）	9
○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚令第四十六号）（第三条関係）	12
○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（第四条関係）	17
○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（第五条関係）	19
○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（第六条関係）	24
○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（第七条関係）	28
○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（第八条関係）	32
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（第九条関係）	35
○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（第十条関係）	40
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（第十一条関係）	42
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）（第十二条関係）	47
○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）（第十三条関係）	49
○ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十五号）	

(第十四条関係)	53
○ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十六号) (第十五条関係)	55
○ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十七号) (第十六条関係)	57
○ 児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号) (附則第五条関係)	60
○ 医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) (附則第六条関係)	65
○ 国民年金法施行規則 (昭和三十五年厚生省令第十二号) (附則第七条関係)	67
○ 薬剤師法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五号) (附則第八条関係)	68
○ 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ た指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号) (附則第九条関係)	70
○ 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令 (平成十一年厚生省令第四十二号) (附則第十条関係)	74
○ 厚生労働省組織規則 (平成十三年厚生労働省令第一号) (附則第十一条関係)	75
○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 (平成十五年厚生労働省令第三百三十二号) (附則第十二条関係)	77
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令 (平成十六年厚生労働省令第七十七号) (附則第十三条関係)	78

○ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号） 抄
（第一条関係）

改正案	現行
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 目次 第一章 総則（第一条―第十四条の四） 第二章―第十一章（略） 附則 （趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二條の二第二項、第二十七条、第二十七條の二第二項	児童福祉施設最低基準 目次 第一章 総則（第一条―第十四条の三） 第二章―第十一章（略） 附則 （この省令の趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下「最低基準」という。）は、この省令の定めるところによる。

（傍線の部分は改正部分）

、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第七十五条、第七十五条の二第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二

号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）第七十四条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）、（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準及び第八章から第九章の四までの規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に

入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条（略）

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（削除）

（最低基準の目的）

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条（略）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設又は保育所）（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長

(削除)

(削除)

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）

にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県

とする。）」と、「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

4 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。

5 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(新設)

「とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（

昭和二十六年法律第四十五号) 第十二条第一項の規定により同法
 第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項におい
 て「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事務を
 調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)と
 あるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会そ
 の他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは
 「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う
 ことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定め
 る指針に従う。

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でな
 ければならない。

一 八 (略)

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中
 等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知
 事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事
 が適当と認めたもの

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当
 し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う
 ことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、こ
 れを定める。

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でな
 ければならない。

一 八 (略)

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中
 等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大
 臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣
 又は都道府県知事が適当と認めたもの

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当
 し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号

（第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。）

一 三 （略）

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ ハ （略）

2 （略）

（高等学校、大学の意味）

第九十条 第二十八条第五号、第三十八条第二項第四号、第四十三条第八号及び第八十二条第七号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第二十一条第四号、第二十七条第三項、第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

（第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。）

一 三 （略）

四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ ハ （略）

2 （略）

（高等学校、大学の意味）

第九十条 第二十八条第三号、第四十三条第三号及び第八十二条第三号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第四十三条第二号及び第八十二条第二号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号) 抄
(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条及び第十二条の規定による基準 二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号並びに附則第二項(第十一条第四項第一号口に係る部分に限る。)の規定による基準	(この省令の趣旨) 第一条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
 第十六条第四項及び第五項、第二十六条並びに第二十九条の規定による基準

四 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準
 第十条の規定による基準

五 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準
 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 5 (略)	一 三 (略)
3 5 (略)	一 三 (略)

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚令第四十六号) 抄
(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第六条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第二、第十六条第七項、第三十七条第八項、第四十条第二項及び第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十六条(第十三項を除く。)、第五十七条第七項並びに第六十	(この省令の趣旨) 第一条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第二項の規定による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

二 条第八項の規定による基準

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
 第十一条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第三十五条第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第六十一条第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第三条第一項（第十一条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハに係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
 第十五条第四項及び第五項、第十六条第八項、第二十二條（第四十二條において準用する場合を含む。）、第二十八條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項及び第七項（第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十七條第九項、第五十七條第八項並びに第六十二條第九項の規定による基準

四 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 三 (略)

3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 二 (略)

二 九 (略)

5・6 (略)

(設備の基準)

第五十五条 (略)

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 三 (略)

3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 二 (略)

二 九 (略)

5・6 (略)

(設備の基準)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ チ (略)

二 九 (略)

五 七 (略)

附 則

第六条 一般病床、精神病床(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ チ (略)

二 九 (略)

五 七 (略)

附 則

第六条 一般病床、精神病床(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、

の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

し、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）
（第四条関係）

抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練） 第三条 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練で、その教科の<u>全ての科目</u>について簡易な設備を使用して行うことができるものとする。 （法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件） 第三条の二 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。 三 その教科の<u>全ての科目</u>について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。	（法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練） 第三条 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練で、その教科の<u>すべての科目</u>について簡易な設備を使用して行うことができるものとする。 （新設）

(法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程)

第三条の三 法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程は、応用課程とする。

(法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件)

第三条の四 法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

(法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程)

第三条の二 法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程は、応用課程とする。

(新設)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号） 抄
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、第百三十条第六項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百四十条の二十七、第百四十条の二十八、第百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準 二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従う	（趣旨） 第一条 指定居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十四条第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第四十二条第一項第二号の基準該当居宅サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

べき基準 第四百四十条の三十第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による基準

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九十九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十九条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第二百二十五条第一項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第二百二十八条第四項及び第五項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第三百三十条第七項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第四百四十条の二十九の規定による基準

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四

号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第一百五十五条の四、第一百五十五条の五、第一百一十一条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百三十条第六項、第四百四十条の八第七項、第四百四十条の十一の二第二項及び第三項、第四百四十二条、第五百五十五条の十の二第二項及び第三項、第七百七十五条、第七百七十六条、第九百九十二条の四、第九百九十二条の五、第九百九十四条、第九百九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二百五条の七第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第一百二十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百四十条の四第六項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第四百四十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第五百五十五条の四第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第三条（第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第

、第四百四十条の七第六項及び第七項、第四百四十条の八第八項、第四百四十六条第四項及び第五項、第四百四十八条（第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第五百五十条第六項、第五百五十五条の六第六項及び第七項、第五百五十五条の七第七項、第七百七十八条第一項から第三項まで、第七百七十九条第一項（第九百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第九百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九百八十三条第四項（第九百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第五項（第九百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに第九百九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第二百五条の六及び第二百二十三条（第四百四十条の五において準用する場合を含む。）の規定による基準

九 法第四十二条第一項第二号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）抄
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二） 第二章～第五章 （略） 第一章 趣旨及び基本方針 （趣旨） 第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準 二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げ	目次 第一章 基本方針（第一条） 第二章～第五章 （略） 第一章 基本方針 （新設）

る事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一項第一号ロ、第四十条第一項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)及び附則第四条第一項(第三条第一項第一号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項(第四十九条において準用する場合を含む。)

(、第四条の二(第四十九条において準用する場合を含む。)、第十一條第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九条(第四十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条(第四十九条において準用する場合を含む。)、第四十二条第六項及び第七項並びに第四十三条第九項の規定による基準

四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

(基本方針)

第一条 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 六 (略)

2 10 (略)

(設備)

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ・ハ (略)

二 九 (略)

2 (略)

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに

設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

第二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 六 (略)

2 10 (略)

(設備)

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ・ハ (略)

二 九 (略)

2 (略)

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに

設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十八条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(この章の趣旨)

第三十八条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）抄
（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二） 第二～第五章 （略） 第一章 趣旨及び基本方針 （趣旨） 第一条 介護老人保健施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。 一 療養室、診察室及び機能訓練室の基準 第三条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）、第四十一条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）、附則第四条、附則第八条から附則第十一条まで、附則第十三条、附則第十四条、附則第十五条第一項及び附則第十六条（機能訓練室に係る部分に限る。）	目次 第一章 基本方針（第一条） 第二～第五章 （略） 第一章 基本方針 （新設）

る部分に限る。）の規定による基準

二 医師及び看護師の員数の基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分に限る。）の規定による基準

2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第五条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び第五項、第十五条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のう

ち、第一項各号及び前二号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一八 (略)

二七 (略)

第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設

、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という

(基本方針)

第一条 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一八 (略)

二七 (略)

第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設

、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十九条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）こと

。ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号) 抄
(第八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条、第四十二条第一項及び第三項から第五項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百条、第一百一十一条、第一百三十一条(第十四項を除く。)、第一百三十九条第七項、第一百四十六条、第六十三條第八項、第六百六十七條第二項及び第三項、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準 二 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六十七條第一項(宿泊室に係る部分に限る。)及び第	(趣旨) 第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下、「法」という。)第七十八条の四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

二項第二号ロ、第九十三條第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十二條第一項第一号ロ、第六十條第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第十二條第一項の規定による基準

三 法第七十八條の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十二條第二項、第四十六條第一項及び第六十六條の規定による基準

四 法第七十八條の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九條第一項（第六十一條、第八十八條、第八十八條、第九十七條及び第六十九條において準用する場合を含む。）、第十條（第六十一條、第八十八條、第八十八條、第九十七條及び第六十九條において準用する場合を含む。）、第二十六條、第三十四條（第六十一條、第八十八條、第八十八條及び第六十九條において準用する場合を含む。）、第三十八條（第六十一條、第八十八條、第八十八條及び第六十九條において準用する場合を含む。）、第七十三條第五号及び第六号、第七十八條第二項、第九十七條第五項及び第六項、第九十九條第二項、第一百十三條第一項から第三項まで、第一百四十四條第二項及び第二項、第一百十八條第四項及び第五項、第一百三十七條第四項及び第五項、第一百三十九條第八項、第一百四十五條（第六十九條において準用する場合を含む。）、第一百五十三條（第六十九條に

において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百六十二条第六項及び第七項並びに第百六十三条第九項の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項並びに附則第七条の規定による基準

六 法第七十八条の四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(設備)

第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ・ハ (略)

二〇九 (略)

2 (略)

(設備)

第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ・ハ (略)

二〇九 (略)

2 (略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚労省令第三十五号） 抄
（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第八十一条において準用する場合に限る。）、第百八十条、第百八十一条、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準 二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号	（趣旨） 第一条 指定介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百五十四条の四第一項の基準及び員数、同条第二項の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第五十四条第一項第二号の基準該当介護予防サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百八十三条第一項第一号及び第二項第一号ロ並びに附則第四条(第百八十三条第二項第一号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十五条、第六十一条、第百十五条及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十五条、第六十一条、第百十五条、第百八十五条及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第三十一条(第四十五条、第六十一条、第百十五条、第百八十五条及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第三十五条(第四十五条、第六十一条、第百十五条、第百八十五条及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第四十四条、第百三十三条第一項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百三十六条(第百八十五条において準用する場合に限る。)及び第百四十五条第七項(第百八十五条において準用する場合に限る。)の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百八十二条の規定による基準

五 法第百十五条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべ

き基準 第五条、第六条、第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第九十七条、第九十八条、第一百十七条、第一百二十九条、第三十条、第一百四十五条第六項、第一百五十七条第二項及び第三項、第六十一条第七項、第八十七條、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七條、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 法第十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第一百八条第一項、第一百三十二条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第一百五十三条第六項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第二条(第一百三十二条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第二百七十六条及び

第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第五百九十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二十二条、第三十一条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第五百九十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第五百九十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第一百三十三条第一項（第五百九十九条及び第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条（第五百九十九条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条第七項、第六十一条第八項、第九十一条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第

一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条（第二百六十二条において準用する場合を含む。）並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定による基準

八 法第一百五十四条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第三百三十一条（第二百五十四条において準用する場合を含む。）の規定による基準

九 法第五十四条第一項第二号又は第一百五十四条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号及び第一百五十四条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）抄
（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第百十五条の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項及び第三項から第五項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準 二 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準	（趣旨） 第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

三 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項、第九条第一項及び第四十七條の規定による基準

四 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第十二條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第三十三條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第三十七條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第五十三條、第六十七條第二項、第七十七條及び第八十八條第二項の規定による基準

五 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第七十三條第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七條の規定による基準

六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）抄

（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第六十条第三項（第二百六条において準用する場合に限る。）、第六十三、条第三号、第七十二条第三号、第二百三条第二項、第二百二十条及び第二百二十一条の規定による基準 二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二百二十五条の二第一項第三号の規定による基準	（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十条第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについて、この省令の定めるところによる。

三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一條（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第一百六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準

四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第二百二十五条の二第一項第二号及び第二百二十二条の規定による基準

五 法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる

事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条、第百十六条及び第百二十八条において準用する場合を含む。

）、第五十条、第五十一条（第八十条、第百五十七条、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第百五十七條、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七條、第百三十八條、第百三十九條（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十六條、第百六十二条第三項（第百七十一條、第百八十四條、第百九十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第百六十六條、第百七十五条、第百七十六條、第百八十六條（第百九十九條において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百十五条及び第二百十七条の規定による基準

六 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七條第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百四十條第五項（居室に係る部分に限る。）（第二百十條において準用する場合を含む。）及び第七項第二号（第二百十條において準用する場合を含む。）、第百六十八條第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）

る。)の規定による基準

七 法第四十三條第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第九條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第二百三十六條、第二百五十四條、第二百六十二條、第二百七十一條、第二百八十四條、第二百九十七條、第二百二十二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第十一條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第二百三十六條、第二百五十四條、第二百六十二條、第二百七十一條、第二百八十四條、第二百九十七條、第二百二十二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第二十七條(第四十三條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第二百三十六條、第二百五十四條、第二百六十二條、第二百七十一條、第二百八十四條、第二百九十七條、第二百二十二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第四十條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第二百三十六條、第二百五十四條、第二百六十二條、第二百七十一條、第二百八十四條、第二百九十七條、第二百二十二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第六十二條第五項、第七十三條(第九十三條、第二百二十五條、第二百五十四條、第二百六十二條、第二百七十一條、第二百八十四條、第二百九十七條、第二百二十二條及び第二百十三條において準用する場合を含む。)、第八十三條第六項、第八十五

条（第八十四条において準用する場合を含む。）、第三百二十二条第二項、第四百七十七条第三項、第六百六十条第四項（第七十一条、第八十四条、第九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第九十二条、第二百一条及び第二百十一条第二項の規定による基準

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四百四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百十四条、第二百十八条並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）抄
（第十二条関係）

改正案	現行
（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準 二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準 三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準 四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号	（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第一項の基準及び同条第二項の指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

（傍線の部分は改正部分）

に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当た
って参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定
める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）抄
（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合	（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

合を含む。）、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十二条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一條第一項（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八條第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロの規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第五項、第二十八条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項、第四十四条（第七十条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十七條、第七十八條、第八十条及び第八十七條の規定による基準

項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準

第十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第七十三条、第七十六條第二項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第八十九条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五十八条 (略)

2 6 (略)

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第五十八条 (略)

2 6 (略)

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一
三

(略)

一
三

(略)

○ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）抄
（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条及び第九条の二第二項の規定による基準 二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条、第十五条及び第十七条の規定による基準 三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七条の規定による基準	（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号） 抄
（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第三条第三項において「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条の規定による基準 二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第一号ロ並びに附則第二条の規定による基準 三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第	（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

十四条及び第十六条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準

第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

○ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号） 抄
（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号口及び第六号口を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十条第三項の規定による基準 二 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準	（趣旨） 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準

四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号ロ及び第六号ロ並びに第十二条の二第二項の規定による基準

五 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、

一
三
(略)

耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
一
三
(略)

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号） 抄
（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一、十二（略） 十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。 ②、④（略） 第二十五条の二十八（略） ② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの	第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一、十二（略） 十三 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。 ②、④（略） 第二十五条の二十八（略） ② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの

は、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一五 (略)

六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

は、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一五 (略)

六 児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童福祉施設最低基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設最低基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

三 児童福祉施設最低基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。

七・八 (略)

② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

第三号様式 裏

児童福祉法 (抄)	
第十八条の十六 (略)	
第三十四条の四 (略)	
第三十四の十三 (略)	

六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設最低基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。

七・八 (略)

② 児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

第三号様式 裏

児童福祉法 (抄)	
第十八条の十六 (略)	
第三十四条の四 (略)	
第三十四の十三 (略)	

第三十四条の十六 (略)

②④ (略)

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第四号様式 裏

児童福祉法第十八条の十六 (略)

児童福祉法第三十四条の四 (略)

児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の

第三十四条の十六 (略)

②④ (略)

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第四号様式 裏

児童福祉法第十八条の十六 (略)

児童福祉法第三十四条の四 (略)

児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務

福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 (略)

に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 (略)

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号） 抄

（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。 一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（	（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。 一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省

昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0 ）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

算定式（略）

二五（略）

2.3（略）

令第六十三号）第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0 ）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

算定式（略）

二五（略）

2.3（略）

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号） 抄
 （附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） 第七十七条の六 （略） 一～二十八 （略） 二十九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号に規定する学校その他の養成施設	（令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） 第七十七条の六 （略） 一～二十八 （略） 二十九 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号に規定する学校その他の養成施設

○ 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）
（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（調剤の場所） 第十三条 （略） 一 （略） 二 次に掲げる施設の居室 イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。） ロ ホ （略）	（調剤の場所） 第十三条 （略） 一 （略） 二 次に掲げる施設の居室 イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。） ロ ホ （略）



○ 健康保険法等の一部を改正する法律健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）抄（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二） 第二（第五章）（略） 第一章 趣旨及び基本方針 （趣旨） 第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第一百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第二十二（第五十条において準用する場合を含む）	目次 第一章 基本方針（第一条） 第二（第五章）（略） 第一章 基本方針 （新設）

。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準

二 法第百十条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十九条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第四十条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、並びに第四十一条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、
第六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、
第四十条第四項及び第五項、
第十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、
第十八条第七項、
第三十条（第五十条において準用する場合を含む。）、
第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）、
第四十三條第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

四 法第百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

(受給資格等の確認)

第七条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並び

に設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に

(基本方針)

第一条 (略)

(受給資格等の確認)

第七条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並び

に設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるとこ

定めるところによる。

ろによる。

○ 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）抄

（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。 一〇六（略） 七 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の規定 八〇三十三（略）	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。 一〇六（略） 七 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の規定 八〇三十三（略）

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号） 抄
（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 （略） 一、四十二 （略） 四十三 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。 （指導養成課の所掌事務） 第七百十三条 （略） 一、十五 （略） 十六 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号	（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 （略） 一、四十二 （略） 四十三 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。 （指導養成課の所掌事務） 第七百十三条 （略） 一、十五 （略） 十六 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三

及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条（略）

一〇十八（略）

十九 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に關する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条（略）

一〇十八（略）

十九 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）抄
（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例） 第一条（略） 第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。	（児童福祉施設最低基準の特例） 第一条（略） 第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）抄
 （附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 （略） 一 九 （略） 十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設 ハ （略）	附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 （略） 一 九 （略） 十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ 児童福祉施設最低基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設 ハ （略）